

# 平成 28 年度 第 2 回神守中学校地域学校協働本部実行委員会

平成 28 年 7 月 12 日・火 19:00～20:00

於 豆ボラ本部

<出席者> 参与・相談役・本部長・コーディネーター・サブコーディネーター  
広報(PC)・PTA(3名)

<次第>

進行：長谷川

## 1 開会の言葉

## 2 本部長あいさつ

18:00よりPTAとの交流の場を作り話していました。

地域・学校・家庭みんなで子どもを育てましょう。

健康でないとボランティアはできません。

暑い中なので、健康に留意しましょう。

## 3 校長あいさつ

行事予定として、学校祭を先にやりその後前期期末テストをします。

3年生は私学入試にかかわる。

学校祭が終わってから1週間あれば間に合うだろう。

学校祭の練習も始めている。

思い出に残る学校祭にしたい。

豆ボラのみなさんも招待したい。

## 4 協議事項

### (1) 神守中学校地域学校協働本部規約案について

・・・資料1

\*地域学校協働本部の目的について(別掲)

<15条>改廃について、実行委員会でできる

<16条>平成28年7月1日より施行 を追加

### (2) 新たな学校のニーズ・・・特になし

教頭先生より

環境：芝の手入れありがとうございました。

大事にしていこうと思った。

長い目で見ていきたい。

図書：出校日の貸し出しよろしくお願いします。

子どもたちは楽しみにしている。

学習：ドテラ・月テラについて問い合わせが来ている。

期待されている。

## 5 連絡依頼事項

## (1) 会計から

ボランティア保険の加入状況（延べ 42 名：平成 28. 7. 12 現在）

## (2) 各支援の進捗状況について

学習支援・・・7/17 打ち合わせ

ドテラ（全 20 回）・・・案内配布 9/1 電話受付 9/12 スタート 10/8

月テラ（全 10 回）・・・案内配布 9/1 電話受付 9/21 スタート 10/24

ドテラ 600 円/回 月テラ 300 円/回

学ボラ派遣依頼

## 図書支援

本の貸出・管理（火・木）・・・4 人体制で活動

飾り付け・掲示物・・・活動終了後に

6 月 14 日 授業公開日に図書室開放（12:00～:14:00）

6 月 16 日 図書ボラの活動視察（津島市教育委員会 社会教育課 3 名）

夏休みの貸出支援・・・出校日の授業後に

7 月 14 日未返却の声がけ

## 環境支援

6 月 23 日 芝生の手入れ

生徒ボランティア 40 名

土が硬い

今回は春休みにしたい・・・準備をしっかりしたい。

## 生活安全支援

7 月 11 日 校内巡回

風と土の会

## 不登校・外国籍の生徒支援

不登校生徒の現状

## 学校行事支援

## 部活動支援

外部コーチ・・・サッカー

## 6 コーディネーターから

- ① 6/6 天王中学校支援本部話し合いに参加
- ② 6/7 北名古屋地域コーディネーター情報交換会

## 7 書記から

- ・HP担当  
随時UP
- ・チラシ担当  
依頼があれば

## 8 PTA担当から (PTA 会長、母代)

- 6月9日・10日 あいさつ運動  
次回11月21日・22日もお願いしたい。
- 6月10日 花植え
- 7月12日 PTA と豆ボラ交流会

## 9 その他

他の地域団体との連携（「中学生ボラ」派遣団体から）

- ・神守校区コミュニティ・高台寺校区コミュニティ・蛭間地区コミュニティ
- ・神守地区自主防災会 ・神守保育園

## 中学生ボランティア依頼状況（7.12現在）

月	日	曜	行事名	主催団体	参加者数	活動内容
8	6	土	蛭間地区コミュニティ 盆踊り	蛭間地区コ ミュニティ		
8	6	土	神守小校区防災訓練	神守自主防 災会		
8	6	土	高台寺校区夏祭り	高台寺校区コ ミュニティ連 絡協議会		
8	21	日	宇治町自主防災訓練 9:00～	宇治町内会		
10	22	土	神守保育園秋祭り	神守保育園		


津島市教育委員会から

市内6校で本部長・コーディネーターが誕生。

8月23日午後 コーディネーター研修会開催

地域未来塾を天王中・神守中で10月より開催

実行委員会の今後の予定（以下の日程で）

月	第2火	実行委員会（豆ボラ神守主催）	地域教育協議会（津島市主催）
5	31火	第1回実行委員会 19:00～ 済	
	31金		第1回地域教育協議会 15:30～
		春ボランティアミーティング 開催せず	
7	12火	第2回実行委員会 19:00～20:00 済	
9	13火	第3回実行委員会 19:00～	
		秋ボランティアミーティング	
11	8火	第4回実行委員会 19:00～	
1	10火	第5回実行委員会 19:00～	
3	14火	第6回実行委員会 17:00～	
			第2回地域教育協議会 15:30～

## 神守中学校地域学校協働本部規約

資料1

平成28年7月1日制定

<目的>

第1条

神守中学校地域学校協働本部は、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目指し、学校の教育方針・目標に基づいた教育活動支援を行い、教育の充実を図ることを目的とする。

<名称>

第2条

本会は神守中学校地域学校協働本部(以下「地域学校協働本部」とする)と称する。

〈組織〉

### 第3条

地域学校協働本部は以下で構成する。

- 1 地域コーディネーター
- 2 神守中学校地域学校協働本部役員
- 3 学校支援ボランティア

〈地域学校協働本部事務局〉

### 第4条

地域学校協働本部事務局は、神守中学校内（津島市百島町観音坊 35-1）に置く。

〈役割〉

### 第5条

地域学校協働本部を構成するそれぞれの役割は以下の通りである。

- 1 地域コーディネーター

地域学校協働本部の中心的な役割を担い、ボランティア支援を求める学校と学校支援ボランティアの状況を踏まえ、適切な連携関係を構築しながら、総合的な連絡調整を図る。

- 2 地域学校協働本部役員

地域コーディネーターと連携し、学校の教育活動支援の取り組みに関する基本方針や、具体的な事業内容についての企画・立案・調整・評価・広報活動、学校支援ボランティアの人材バンク（大学生を除く）の作成を行う。

- 3 学校支援ボランティア

本事業の目的を理解、賛同し、学校支援ボランティア活動を行う。

〈選任〉

### 第6条

地域学校協働本部を構成するそれぞれの選任は以下の通りである。

- 1 地域コーディネーターは学校長の推薦に基づき、教育委員会が決定する。任期は1年（選任された日から当該年度末まで）更新制
- 2 地域学校協働本部事務局の役員は学校長の推薦により決定する。任期は1年（選任された日から当該年度末まで）更新制
- 3 学校支援ボランティアは地域住民（保護者・企業等を含む）の希望により地域学校協働本部ごとの登録制

有効期間は1年（登録日より当該年度末まで）更新制

- 4 大学生ボランティアは、津島市地域学校協働本部での登録制

〈地域学校協働本部事務局役員〉

### 第7条

地域学校協働本部事務局の役員は以下で構成する。

- 1 本部長・副本部長・書記・会計・各分野ごとの活動ボランティア責任者
- 2 地域コーディネーターは、事務局役員を兼任することが出来る。

〈事業〉

#### 第8条

地域学校協働本部は津島市地域学校協働本部事業実施要綱に則り、第1条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1 サポートスクールの支援活動
- 2 校内環境整備の支援活動
- 3 行事等の支援活動
- 4 その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

〈広報〉

#### 第9条

学校・家庭・地域の協働を目指すことから活動状況及び取り組みについての成果は、地域住民・保護者に公表するよう努める。

〈定例会議〉

#### 第10条

- 1 地域学校協働本部は、地域コーディネーター、協働本部役員、PTA会長、学校関係者(校長・教頭・担当教職員)と随時の実行委員会〈定例会議〉を開催し、活動の企画・立案・総括を行う。
- 2 地域学校協働本部は地域コーディネーター、協働本部役員、PTA会長、学校関係者と年1回の特別実行委員会を開催し、以下の事項を検討する。
  - ・事業報告
  - ・会計報告及び会計監査
  - ・企画・立案・運営についての検討
  - ・規約の制定・改正
  - ・その他の重要事項
- 3 特別実行委員会に限り、全員の出席をもって開催し、承認・決定事項に関しては3分の2以上によって議決される。なお出席は文書をもって委任することができる。

〈会計〉

#### 第11条

- 1 本会の経費は市の補助金及び寄付金をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

〈監査〉

#### 第12条

- 1 本会には会計監査をおく。

- 2 監査は学校長の推薦により決定し、任期は1年(4月から年度末まで)
- 3 会計監査は事務局役員を兼ねることはできない。

〈保険〉

#### 第13条

本会活動中の事故に対しては、津島市社会福祉協議会のボランティア保険にて対応する。

- 1 大学生ボランティアの保険加入は、津島市地域学校協働本部で対応し、その他のボランティアについては、各校の地域学校協働本部で対応する。

〈遵守事項〉

#### 第14条

- 1 本会は政治活動・宗教活動・営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。
- 2 生徒・その他関係者の個人情報保護に万全を期するものとし、事業の実施を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 【地域学校協働本部のねらいと目的】

#### 1 教員の本来の教育活動への専念

- ①子どもと向き合う時間の確保
- ②授業準備の時間確保
- ③子どもが、経験豊富で多様な大人とふれあう機会が増大。→部活、学習、環境整備が充実
- ④多くの大人の見守りで、きめ細かな教育に！
- ⑤子どもの地域への理解やボランティアへの関心

#### 2 地域住民の自己実現と生きがいづくり

- ①大人や団塊世代の経験を生かす場
- ②教育基本法「生涯学習の理念」に適合

【国民が人格を磨き、豊かな人生を送れるように、あらゆる機会と場所で学習でき、成果を生かすことができる社会の実現】

#### 3 地域の教育力の育成

- ①健全育成、自然体験、社会のルールへの働きかけを行うことで、教育力が高まり、地域の絆が深まり、地域が活性化する。